

消費税引上げ分の市町村交付金(社会保障財源化分)が 充てられる社会保障4経費その他の社会保障施策に要する経費

(歳入) 消費税引上げ分の市町村交付金(社会保障財源化分) 7億7,000万円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 119億8,990万円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名	経費	財源内訳						
		特定財源				一般財源		
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	社会保障財源化分の市町村交付金	その他	
社会福祉	生活保護事業	900,530	673,224	13,187	0	30	30,349	183,740
	児童福祉事業	4,579,719	2,229,423	838,984	0	424,180	154,111	933,021
	高齢者福祉事業	610,655	15,460	104,400	0	155,539	47,526	287,730
	障害者福祉事業	2,019,276	868,844	512,954	0	24,982	86,827	525,669
	小計	8,110,180	3,786,951	1,469,525	0	604,731	318,813	1,930,160
社会保険	国民健康保険事業	596,615	69,305	188,680	0	0	48,004	290,626
	介護保険事業	1,074,724	0	64,957	0	0	143,143	866,624
	小計	1,671,339	69,305	253,637	0	0	191,147	1,157,250
保健衛生	後期高齢者医療事業	1,252,417	0	229,035	0	0	145,073	878,309
	医療対策事業	591,453	31,503	3,118	0	99,223	64,870	392,739
	疾病予防対策事業	289,450	4,971	541	0	30	40,246	243,662
	健康増進対策事業	75,063	257	5,301	0	15	9,851	59,639
	小計	2,208,383	36,731	237,995	0	99,268	260,040	1,574,349
合計	11,989,902	3,892,987	1,961,157	0	703,999	770,000	4,661,759	

地方税法第72条の116により、引上げ分に係る地方消費税収(市町村交付金を含む。)は消費税法第1条第2項に規定する経費(年金、医療、介護、少子化)その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てられるものとなっている。

※当該資料は、平成26年1月24日に総務省自治税務局都道府県税課長より発出された「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」に基づき、社会保障財源とされた増税分の使途を明確化するために作成したものである。